Ⅲ　企業が東京都へ確認申請

企業は個人投資家から投資を受けた後に、基準日（通常、払込期日）において企業要件、個人投資家要件を満たすことの確認を東京都に申請します。

基準日（増資日または会社設立日）時点で各要件を判定します。

企業要件１　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a01

↓ 合致

個人投資家要件２　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/person.php?id=a07

↓ 合致

企業要件２、３、４　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a02

↓ 合致

個人投資家要件１　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/person.php?id=a06

↓ 合致

税優遇が受けられなくなる場合　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugu.php

↓ 該当なし

事前確認制度を利用しましたか。

利用した →

事前確認制度を利用する場合　増資後の確認申請（ステップ2）

↓ 必要書類の準備

必要書類を準備します。
https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/pdf/hsis240129.pdf
書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF 等）してください。

エンジェル税制は要件が複雑で必要書類も多いため、申請書類の不備が多くなっています。
そのため正式な申請書類の提出前に、必要書類一式のデータを送付いただき、担当者が内容を確認しています。

↓ 必要書類一式の準備完了

申請窓口へ連絡

必要書類一式の準備が整いましたら、申請窓口宛に、以下の件名で Email をお送りください。
まずは電子データにて書類の確認をするために、折り返し、書類データアップロード用の URL をご連絡いたします。

【申請窓口】　東京都産業労働局商工部
創業支援課 エンジェル税制担当

送付先アドレス：S0000474@section.metro.tokyo.jp
件名：**エンジェル税制（事前確認投資後申請）申請企業名**

↓ 事前のデータ確認終了

↓ 利用していない

設立経過年数に応じた要件（企業要件５）を確認し、申請パターンを決めてください。
企業要件５　https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/structure/company.php?id=a05
２つ以上のパターンに当てはまる場合は、いずれか１つを選択してください。要件の立証の容易なものをお選びください。

↓ 申請パターン決定

申請パターンに応じた必要書類の準備

必要書類一覧から申請するパターンに対応する書類を準備します。
https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/document/pdf/hsis240216.pdf
書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF 等）してください。

エンジェル税制は要件が複雑で必要書類も多いため、申請書類の不備が多くなっています。
そのため正式な申請書類の提出前に、必要書類一式のデータを送付いただき、担当者が内容を確認しています。

↓ 必要書類一式の準備完了

申請窓口へ連絡

必要書類一式の準備が整いましたら、申請窓口宛に、以下の件名で Email をお送りください。
まずは電子データにて書類の確認をするために、折り返し、書類データアップロード用の URL をご連絡いたします。

【申請窓口】　東京都エンジェル税制支援事務局
送付先アドレス：info-agtax@t-smeca.com
件名：エンジェル税制の申請（申請企業名）

※組合経由の投資の場合は、東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当までご連絡ください。
問合せ先：https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/contact.php

↓ 事前のデータ確認終了

受付順に担当者が内容を確認させていただき、ご連絡させていただきます。
不備等がある場合には修正が必要となります。

正式書類を郵送

担当者とのやりとり後、書類が不備なく全て整った場合、正式な申請書類を郵送で提出していただきます。